

○かめやま生物多様性共生区域認定要領

令和5年6月30日

(目的)

第1条 この要領は、本市において生物多様性が保全されている区域を「かめやま生物多様性共生区域」として認定し、情報発信することにより、認定区域の土地を所有又は管理する者の意欲の向上を図るとともに、本市における生物多様性保全の機運を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生物多様性 生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第2条のとおり、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。
- (2) 区域 かめやま生物多様性共生区域認定を取得しようとして申請する一円の土地のことをいう。
- (3) 管理 生物多様性を保全する目的のみならず、その土地を所有する目的のため、土地の状況を適切に保つべく行われる行為をいう。
- (4) 統治責任者 かめやま生物多様性共生区域認定を取得しようとして申請する区画の土地を所有する者の代表をいう。
- (5) 管理責任者 かめやま生物多様性共生区域認定を取得しようとして申請する区画の土地を管理する者の代表をいう。
- (6) モニタリング 区域が有する生物多様性の価値を図るため、継続的に行われる調査をいう。

(認定の対象)

第3条 認定（区域をかめやま生物多様性共生区域として認定することをいう。以下同じ）の対象は、別に定める認定基準を満たす区域である。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する区域は、認定の

対象としない。

- (1) 統治責任者及び管理責任者以外の者から申請された区域
- (2) 土地の権利等について訴訟が存在する土地を含む区域
- (3) 亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団と関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する申請者が申請する区域
- (4) 暴力団関係者が経営に事実上参画している事業者が申請する区域
- (5) 暴力団関係者が所有する土地を含む区域
- (6) 統治責任者及び管理責任者が市町村税を滞納している区域
（認定の申請）

第4条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かめやま生物多様性共生区域認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請区域の境界と名称について説明する書類（様式第2号）
- (2) 申請区域の統治と管理体制について説明する書類（様式第3号）
- (3) 申請区域の生物多様性の状況について説明する書類（様式第4号）
- (4) 申請区域の生物多様性に係る管理とモニタリング計画について説明する書類（様式第5号）
- (5) 誓約書（様式第6号）
- (6) 上記書類の内容を説明する資料として、書類中で添付の指示がある資料
- (7) その他、区域の状況に応じて市長が必要と認める書類
（審査会の設置）

第5条 申請された区域について審査を行うため、かめやま生物多様性共生区域認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、市長の要請に応じ、第4条第1項の規定により申請があった区域について審査を行う。

- 3 審査会は、委員10人以内で構成する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 亀山市の生物多様性について識見を有する者
 - (2) 生物多様性についての学識経験を有する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。会長は会務を総理し、審査会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査への協力)

第6条 申請者は、円滑な認定の審査の為、審査会が行う区域の現地視察等に協力をしなければならない。

- 2 申請者は、審査会から追加の資料提出を求められた場合、これに協力をしなければならない。
- 3 申請者は、審査会から説明を求められた場合、現地視察や審査会に出席し、区域の状況等についての説明を行わなくてはならない。

(審査の実施)

第7条 審査会は、区域が生物多様性の価値を有し、これが長期に渡り保全されることを確認するため、以下の認定基準を満たしていることを審査する。

- (1) 境界・名称に関する基準 区域の境界や面積、名称が確定していること
- (2) 統治・管理体制に関する基準 区域の管理権限や体制が確立しており、かつ長期的に継続すること
- (3) 生物多様性の価値に関する基準 区域が生物多様性の保全に資する価値を有していること

- (4) 管理による保全効果に関する基準 区域の管理が、生物多様性の価値を保つために有効であり、かつ継続されること
- 2 審査会は、審査の過程で疑義が生じた場合には、申請者に対して追加の説明及び資料提出を求める。
 - 3 審査会は、審査が終了した場合には、審査結果を市長へ報告するものとする。
 - 4 前各項に定める認定基準のほか、審査実施に関し必要な事項は、審査取扱方針で定める。

(認定)

第8条 市長は、第7条第3項の規定による審査結果の報告に基づき、かめやま生物多様性共生区域認定の可否を決定し、かめやま生物多様性共生区域認定審査結果通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第4条第1項の規定により申請があった区域をかめやま生物多様性共生区域として認定した時は、かめやま生物多様性共生区域認定証(様式第8号)(以下「認定証」という。)を申請者に交付するものとする。

(認定の有効期限)

第9条 認定の有効期限は、認定証を交付した日から認定を行った日の属する年の5年後の末日までとする。

- 2 認定を受けた区域が、国が認定する自然共生サイト認証を取得している場合の有効期限は、認定証を交付した日から、自然共生サイト認証の有効期限の末日までとする。なお、認定を受けた区域が、後に国が認定する自然共生サイト認証を取得した場合は、自然共生サイト認証の有効期限の末日まで有効期限を延長するものとする。

(認定内容等の変更)

第10条 認定を受けた申請者(以下「認定者」という。)は、次の各号いずれかに該当するときは、かめやま生物多様性共生区域認定変更申請書(様式第9号)により、速やかに市長に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 統治責任者及び管理責任者を変更しようとするとき
- (2) 区域が有する生物多様性の価値に大きな変更があった場合
- (3) 区域の管理を1年以上中止し、又は取りやめようとするとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請書等に記載した事項の変更で、区域内や管理の状況に大きな変更が生じるとき

2 第1項の規定による変更の承認については、第6条、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、第6条、第7条及び第8条中「認定」とあるのは、「承認」と読み替える。

(認定の取消し)

第11条 市長は、区域が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定品に係る認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件に該当しなくなったもの
- (2) 認定基準に適合しなくなったもの
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたもの
- (4) 1年以上にわたって区域内の適切な管理を行わなかったもの
- (5) その他市長が認定区域として不適當であると認めるもの

2 市長は、認定を取り消す場合は、その対象となる区域及びその申請者を公表することができる。

3 第1項の規定により認定を取り消された区域については、取り消される原因となった事由が解消されたときは、第4条第1項に基づき再度認定を申請することができる。

(公表)

第12条 市長は、かめやま生物多様性共生区域として認定した区域は公表する。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を市のホームページ等に掲載することにより行う。ただし、公表することにより支障が生じる事項があれば、この事項に限り公表しないものとする。

- (1) 区域の名称、位置、面積及び写真
- (2) 区域の統治責任者及び管理者
- (3) 認定の事由
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項の規定は、認定内容等の変更を承認した区域及び認定を取り消した区域について準用する。この場合において、前項第2号中「認定の事由」とあるのは、認定内容等変更を承認した区域にあつては「変更の事由」と、認定を取り消した区域にあつては「取消しの事由」と読み替える。

(認定の更新について)

第13条 認定者は、認定の更新を希望する時は、当該認定の有効期限の満了日の3ヶ月前までに、かめやま生物多様性共生区域認定更新申請書（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請のあった認定の更新について承認したときは、かめやま生物多様性共生区域認定更新承認通知書（様式第11号）により申請者に通知するとともに、認定証を交付するものとする。

3 前項の規定による認定の更新については、第9条の規定を準用する。この場合において、同条中「認定」とあるのは、「認定の更新」と読み替える。

(認定証の再交付)

第14条 認定者は、認定証を紛失し、又は破損したときは、かめやま生物多様性共生区域認定証再交付申請書（様式第12号）を速やかに提出し、その再交付を受けなければならない。

(認定者の責務)

第15条 認定者は、この要領の規定を誠実に順守するとともに、次に掲げる事項について、特に留意しなければならない。

- (1) かめやま生物多様性共生区域認定取得に係る情報を積極的に発信する等、生物多様性保全の機運向上に努めなければならない。
- (2) かめやま生物多様性共生区域認定を取得した区域について、管理計画書

に基づき適切に管理するとともに、区域が有する生物多様性の価値を向上させるよう努めなければならない。

(3) かめやま生物多様性共生区域認定を取得した区域について、第三者から見学したい旨の申し出があった場合等には、支障が無い範囲でこれに応じる等、かめやま生物多様性共生区域認定制度の促進に協力しなければならない。

(認定の表示等)

第16条 認定者は、認定を受けた区域に係る情報を発信する際には、かめやま生物多様性共生区域認定を受けた区域であることを表示する。また、認定を受けた区域に関連する場所で生産された農林生産物及びその加工品について、認定マークを表示し、認定を受けた区域にて生産されたことを表示して販売することができるものとする。なお、認定の有効期限が満了した区域及び認定を取り消された区域については、認定を受けた区域であることを表示してはならない。

2 前項の認定マーク表示の取扱い基準は、別に定める。

(区域状況の聴取等)

第17条 市長は、区域の状況について特に必要があると認めるときは、認定者に対して、報告を求め、事情聴取を行い、又は必要な指示をすることができる。

(事務処理)

第18条 認定に関する事務は、生物多様性・獣害対策室において処理する。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。